



Title	LT貿易の軌跡：官製日中「民間」貿易協定が目指したもの
Author(s)	木村, 隆和
Citation	ヒストリア, 216, 109-134
Issue Date	2009-08-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/43976
Type	article
File Information	kimura_historia.pdf



[Instructions for use](#)

LT貿易の軌跡

——官製日中「民間」貿易協定が目指したもの——

木村隆和

はじめに

本稿の目的は、LT貿易が一九六二年一月に発足して以降に残した複雑な軌跡をたどることで、この背景にはどのような要因が働いていたかを明らかにし、LT貿易が官製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することにある。一九六〇年代の日中関係を論じる際にLT貿易は必ず言及されながら、この貿易協定がどのような背景から生まれ、どのような性格を持っていたのかについて、詳細かつ正確な考察はなされてこなかった。

日中国交正常化以前の日中関係に関する先行研究は大別して(一)日中国交正常化以前に活発に行われた民間交流、(二)日本政府の対中政策決定の特徴や傾向、(三)日本の対中政策に関係した政党や官僚機構、(四)日本政府が一

貫して追求した「二つの中国政策」、という四テーマを中心に進められてきた。(一)は民間外交による日中国交回復への貢献を評価し、(二)は日本政府の対中政策の受動性を批判し、(三)は政党の派閥構造や官僚機構に注目して分析を進めている。(四)は、日中国交正常化以前の日本政府が台湾と外交関係を維持しつつ、中国政府との関係を図ろうとする姿を明らかにし、この中にはLT貿易をテーマとした先行研究も存在する。しかし、何れもLT貿易の性格を「半官半民」あるいは「民間」の貿易協定としている点で、重大な問題を含んでいる。

筆者は一九五八年五月以降、日本政府の中国政府に対するアプローチが急速に直接的なものに変化している、という事実に注目した。LT貿易は日本政府、特に外務省や通産省が主体となって設立・運営された官製の日中「民間」

貿易協定であり、日本政府の中国政府に対する直接的なアプローチの一例といえる。一九五八年五月を境に日本政府が中国政府に対するアプローチ法を転換した背景には、それまで保革両勢力が共同で進めてきた日中交流が、日本国内の革新系野党勢力を中心として行われるようになり、日本政府はこの事態に対処する必要性に迫られたことがあった。日本政府が効果的な対中政策を立案し、日中貿易など両国間の問題に自己の政治的主張を反映させるには、中国に関する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートを確認する必要がある。日本政府はLT貿易という官製の日中「民間」貿易協定を介して、日中貿易の主導権を確保した上で、中国に関する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートを獲得しようとしてきたのである。

第一章 一九五〇年代における日中交流

— 中国の対日政策の転換と日本政府の対応

一九五〇年代、日本国内は経済復興のために日中貿易が必要という点で認識が一致していた。一九五二年六月の第一次日中間貿易協定から一九五五年五月の第三次日中間貿易協定は、図表一のような保革両勢力からなる民間組織が、軋轢を生じさせながらも共同で中国側との交渉と協定の実施にあたった¹⁾。

組織名	結成年月	主要役員（肩書きは組織結成時）	性格
日中貿易促進会	1949年8月	帆足計（緑風会）、野坂参三（共産党）、浜田正信（淀川製鋼所社長）	革新勢力が強いが、保守勢力も存在
日中友好協会	1950年1月	野坂参三、原彪（社会党）、川崎秀二（国民民主党）	革新勢力が強いが、保守勢力も存在
日中貿易促進議員連盟	1952年12月	石橋湛山（自由党）、西園寺公一（共産党）、帆足計	保革両政党の議員の名前が見られる
日本国際貿易促進協会	1954年9月	村田省蔵（大阪商船相談役）、石橋湛山、北村徳太郎（改新党）	保守勢力が強いが、基本的には商社の団体
日中輸出入組合	1955年12月	南郷三郎（日綿取締役）	第三次民間貿易の一元的実施のため通産省が設置

図表一：「中日貿易促進会趣意書」1949年8月（日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』日中国交資料委員会、1974年、151～153頁）、「日中貿易促進議員連盟創立準備会」（波多野勝・飯森明子・清水麗編『日中友好議員連盟関係資料—上村幸生文書—資料編1』現代史料出版、2006年、3～7頁）、『毎日新聞朝刊』1954年9月23日、経済局第一課「中共通商使節団に関する打合せ要旨」（1955年2月11日『外務省記録』E'2.5.2.1）より筆者が作製。

一九五七年九月に始まった第四次日中民間貿易協定の交渉では、日中貿易促進議員連盟、日本国際貿易促進協会および日中輸出入組合の三団体が中国側との交渉にあたった。この交渉の最大の懸案は常設の貿易事務所の相互設置であった。日本政府はこれらの三団体に条件を示し、貿易事務所への外交特権や、貿易事務所への国旗掲揚を認めない形で、これを実現しようとした。しかし、一九五八年三月五日に三団体が締結した第四次日中民間貿易協定は、貿易事務所員の不逮捕特権や貿易事務所に国旗掲揚の権利を認めるものだった。これに台湾政府が強硬に反発したため、四月九日に愛知揆一官房長官が、日本政府は貿易事務所員の特権的な公的地位や貿易事務所に国旗を掲揚する権利を認めないとの談話を発表する。しかし、今度はこの官房長官談話に中国側が反発し、同年五月二日の長崎国旗事件の影響とも相まって、五月一日には日中交流が全面停止する事態に至った。

このような経緯から外務省は、中国側との交渉を「無責任な民間団体」に任せざるべきではないと認識した。¹⁰長崎国旗事件以降、日本の在外公館は積極的に中国の外交官との接触を企図するようになり、八月一日には日本政府は在外公館が中国側外交官を公式に招待することや公式な文書を交換することを許可した。しかし八月七日、中国外交部は

日本政府からの接触要求を全て拒絶するよう自国の全在外公館に訓令を發した。¹¹こうして一九五八年五月から始まった日本政府による中国政府に対する直接的なアプローチへの試みは、中国側の拒絶により全て失敗に終わるのである。また一九五八年一月より、藤山愛一郎外相の訓令に従って香港では安藤吉光香港総領事が章士釗國務院文史館長と極秘に非公式な会談を重ねたが、見るべき成果のないまま一九五九年二月には打ち切られた。¹²

一九五五年頃から、中国政府は日中貿易の拡大を通して日本の中小企業のみならず「独占資本」も中国側に引き寄せ、日米両政府を離間させるという方針を採っていた。¹³中国側が日中交流の拡大を進める政策を採っている間は、一九五六年八月に訪中した旧日本軍人の団体のように滞在中「無遠慮に所信と批判をブチまけ」ても、毛沢東と会見できることもあった。¹⁴しかし一九五八年六月を境に、中国側は日本政府との接触は拒絶しつつ、日本労働者を代表する「進歩方面的人士」や岸内閣に打撃を与えるのに役立つ者を選んで中国に招待する「断而不絶」という新たな対日政策を採用したのである。¹⁵

この「断而不絶」という新方針の下、中国側は日本政府との接触は拒絶しつつ左傾化を進める社会党との関係を緊密化させていった。一九五九年三月、第二次社会党訪中団

を率いて訪中した浅沼稻次郎は三月一二日に「米帝国主義は日中共同の敵」との演説を行う。さらに、三月一七日の「張奚若と浅沼稻次郎共同コミュニケ」には、「両国間の政治と経済の問題は分離できず」という政経不可分の原則と、「中国敵視政策をやめること」、「二つの中国」をつくる陰謀に加わらないこと、日中兩國の正常関係の回復を妨げないこと」という政治三原則が明記された¹⁸。社会党と中国側との間で築かれたこれらの原則は、後述のように一九六〇年代の日中交流を大きく規定するものとなった。中国側の岸内閣に対する姿勢は非常に強硬で、日中貿易の再開にも強く反対していたが、社会党はそれまで掲げていた中立政策を放棄することで、漆、桐油や甘栗など日本国内で需要の多い中国産品を商社に斡旋する権利を得た²⁰。三月一八日には、社会党第二次訪中団は武漢で毛沢東に面会することにも成功した²¹。ところが帰国後に岸信介首相と会談した浅沼稻次郎は、中国側は日本に対する態度を緩和しつつある、という事実とは異なる報告をしたのである²²。この情報を信じ、一九六〇年になっても日本側の在外公館は中国側外交官との接触を試み続けたが、全て拒絶された²³。こうした日本政府の行動が米国政府に察知されたか否かは不明である。しかし、一九五九年六月二三日にマッカーサー駐日米国大使は岸首相と会談し、実際に中国の対日政策に変化がない

中で日本政府の対中政策が融和的になりつつあるとして、日本政府に対し強い警告を発した²⁴。

日中貿易を担ってきた民間諸団体も、次々と社会党に同調していった。同年三月二〇日、日中貿易促進会は「張奚若と浅沼稻次郎共同コミュニケ」への支持を表明した²⁵。また七月一三日、日中友好協会も安保条約廃棄と日中国交回復運動について社会党への全面的協力を表明した²⁶。翌一九六〇年五月には、もともと保守勢力が強かった日本国際貿易促進協会すら、定時総会で新安保条約批准阻止に向けて運動することを決定した²⁷。

一九六〇年八月、周恩来首相は日本共産党地下黨員であった鈴木一雄日中貿易促進会専務理事に貿易三原則を提示した。貿易三原則は、日中貿易を（一）政府間契約、（二）民間契約、（三）中小企業への特別配慮、の三種に規定している。しかし、現実的には政府間契約は当面実現の見込みはないので、商社は（一）民間契約か、（三）中小企業への特別配慮に基づいて貿易を進めることになる。しかし、この二方式で貿易を行うためには進歩的な団体に紹介され、「中国側に友好的であるとする判断材料を示す」ことが必要とされた²⁸。これ以降、社会党や日中貿易促進会、日中友好協会、日本国際貿易促進協会に紹介された商社が中国との貿易を行う「友好貿易」が始まる。一方、それまで日中

貿易交渉の中心であった日中貿易促進議員連盟は、自民党議員の多くが脱退したことで弱体化し、通産省との繋がりが強かった日中輸出入組合は大幅な業務縮小に追い込まれた。^⑩

一九五二年から始まる戦後日中交流は保守勢力を含む日本国内の幅広い勢力によって進められていたが、一九五八年八月に中国側が新しい対日政策を採用したことで、日中交流の担い手は野党勢力へ移った。これは中国に関する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートに加えて、日中貿易も野党勢力の手に渡ったことを意味する。結果として、日本政府は野党からもたらされた中国に関する情報に振り回され、日中貿易は安保闘争などの政治運動と結びつけられた上に、日中貿易による利益は野党の資金源となったのである。

第二章 L.T貿易の発足―友好貿易への対抗策

としての官製日中「民間」貿易協定

高度経済成長が定着した一九六〇年代には、日本経済における日中貿易の必要性は低下したが、中国政府による日本国内の野党勢力を利用して加えられる圧力にいかに対処するか、という別の問題に日本政府は直面する。安保騒動が終了し、一九六〇年七月に池田勇人内閣が発足すると、

この問題に対処すべく日本政府内部では新たな動きが始まった。

一九六一年一月、同年六月に予定されていた日米首脳会談の準備が開始された。まず、外務省アジア局中国課（以下「中国課」）は一月八日作成の文書で、対中政策の立案に必要な情報の不足を指摘した上で、「中共の真意を公的に把握」するために「大臣級の政府代表」を北京へ派遣すべきとした。また中国課は、この問題を放置すれば中国側の「人民外交」に引きずられ、「泥沼に陥^⑪いる」ことを危惧した。^⑫六月一日、池田首相と小坂善太郎外相に外務省幹部を加えた会合で、米国側に「日中間の直接接触」を提案することが決まった。^⑬しかし実際の日米首脳会談の席で、池田首相がケネディ大統領に提案したのは「日中間の直接接触」ではなく、「日本政府の補助金の下で日中貿易のための輸出入組織」を設立し、中国側の日中貿易に対する影響力を抑制するという計画であった。^⑭

一九六二年三月、遠藤又男中国課長は自民党親中派の代議士を介して日中政府間に有効な交渉ルートを新たに開設すべきだとした。その候補者として遠藤中国課長は、毅然と日本政府の立場を中国側に主張する松村謙三と、経済界に大きな影響力を持つ高碓達之助を挙げた。^⑮また三月二六日、池田首相も松村謙三に対して訪中を直接要請した。^⑯

同年四月頃、一九六一年度の日本の経常収支が一〇・九億ドルの赤字を記録したことで、日本国内では対中輸出への延払適用により、中国市場を開拓すべきとの声が高まった。五月一六日、関守三郎外務省経済局（以下「経済局」）長は駐ドハティー米国外務省参事官と会談したが、米國政府は日本政府の対応に「disappointment」しているという厳しい反応であった。³⁵ところが五月二一日の経済閣僚懇談会で、佐藤榮作通産相は日本も西欧諸国が行っている規模の対中延払輸出を行うべきだと発言し、小坂外相もこれに同意した。³⁶五月三〇日、関経済局長は再びドハティー参事官と会談した。改めて慎重な対応を求めるドハティー参事官に、関経済局長は「もし米國が本件をとめるつもりならば例へばチンコムで話し合い、西欧諸国が凡て延払いの停止を行うならばわが国としてもこれに同意する可能性なきにしも非ず」と反駁する。関経済局長は、この会談を通して西欧諸国が実施している規模の対中延払輸出を日本政府も行うことについて米國政府の理解は得たものの、³⁷同時にこの問題に対する米國政府の警戒感をも強く認識したと思われる。

ここに政府補助金による日中貿易のための輸出入組織と、自民党親中派代議士を介した対中接触、対中延払輸出という三計画は結合し、官製の日中「民間」貿易協定を設立す

ることで、貿易などの日中交流の主導権を獲得するという構想が日本政府内に形成された。

一九六二年九月初旬、この構想の実現のために、第一陣として松村謙三が訪中して政治原則の問題について交渉した上で、第二陣として高碓達之助と岡崎嘉平太全日空社長が訪中し、具体的な貿易協定等に関する交渉をすることになった。³⁸九月一二日、松村謙三は古井喜実、田川誠一、小川平二などの自派の代議士を率いて訪中する。松村謙三と周首相の三度にわたる会談の後、九月一九日「松村・周会談に関する共同発表メモ」が発表された。このメモには政治三原則、貿易三原則、政経不可分の原則といった中国側の政治的主張は記されたが、これらの原則に対する日本側の態度には言及はない。さらに、このメモの「注釈をつけることは双方それぞれの自由とする」という黙約もあった。³⁹松村謙三は友好貿易制度の廃止を主張したが、松村謙三が推薦する商社は全て友好商社に指定することで妥協が成立した。⁴⁰友好貿易制度は廃止できなかったとはいえ、日本政府は「政経分離政策」に適合した新たな日中貿易制度を構築することに成功したといえる。この会談の成果について報告を受けた池田首相は「俺の方向に中共が近づいて来た」との感想を述べた。⁴¹

一方、同年八月頃から通産省と外務省は、許可すべき対

中延払輸出の規模や条件について協議を始めた。この過程で対中延払輸出に積極的な通産省と、対米関係を考慮して慎重な経済局との方針の相異が明白となった。八月三日作成の通産省通商局市場第三課案は、延払期間を「最長五年までの範囲内でケース・バイ・ケースに考慮する」とし、さらに一〇月一〇日作成の通産省案は、毎年六百万ドルのプラント輸出も予定していた。一方、一〇月二日作成の経済局案は、延払期間は最長一年半、適用品目も化学肥料・各種鋼材・機械類としている。一〇月一五日、外務省、大蔵省、通産省、経済企画庁の四省庁次官によるこの問題についての協議がなされた。この協議の結果、中国に許与されるのは、肥料・農薬・塩安の一年以内の延払、鉄鋼・農機具の一年半から二年以内の延払とされ、プラントの輸出は見送ることになった。⁽⁴⁶⁾つまりこの時点では、慎重な経済局作成の外務省案が採用されたのである。

一月九日、多くの財界人を率いて訪中した高橋達之助は、中国側対日政策責任者の廖承志と覚書を交換し、廖(Liao)と高橋(Takasaki)の頭文字から、LT貿易と呼ばれる貿易協定が発足した。また、同日「取り極め事項」も調印され、LT貿易の実施団体として日本側に高橋事務所が、中国側に廖承志事務所がそれぞれ設立されることとなった。

この「取り極め事項」には第一年度の貿易計画(以下「LT第一年度貿易計画」)についても記されている。ところが、このLT第一年度貿易計画は前述の四省庁次官会議の決定に反して、日本側の輸出を、肥料・農機具は一年の実質後払、鋼材・特殊鋼材は二年の実質後払、見送るはずのプラント輸出は完成後五年間の延払(実質七年間延払)で金利年四・五%としていた。⁽⁴⁷⁾さらに、同行した倉敷レイヨンの代表によってビニロンプラントの輸出に関する議定書までが調印されていた。⁽⁴⁸⁾

LT第一年度貿易計画への対応にも、経済局と通産省では大きな相違が認められる。一二月四日に岡崎嘉平太と会談した後、関経済局長はプラント以外の輸出品目に後払を認める代りに、ビニロンプラント輸出は保留すべきと判断した。⁽⁴⁹⁾他方一月一九日、通産省はビニロンプラントの延払輸出を「ソ連並みより若干厳しい条件」で認可するよう外務省に申し入れた。一九六三年四月に来日した孫平化と渡辺弥栄司官房長が極秘に会談するなど、通産省は倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出に向け調整を進めていく。⁽⁵⁰⁾このような通産省の動きが功を奏したのか、四月二六日の外務、大蔵、通産の各大臣間の協議で、農機具や鋼材の後払輸出が認められた上、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出については、前年一〇月の四省庁次官会

議による決定とは「切り離し^マ新たな問題として本件を今後取上げ検討する」こととなった。

経済局も友好貿易を縮小させることの重要性は認識していたが、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出により、米国の「対日信頼感」が「一層低下」することも危惧していた。一方、通産省はLT貿易を強化することで、日中貿易に対する主導権を確立することを重視していた。日本政府としては、日米協調のためには中国側となるべく距離を保たなければならないが、逆に友好貿易を抑えて日中貿易における主導権を得るにはLT貿易を通じた大規模な対中延払輸出が必要となる。つまり、この両立し難い二つの課題のうち、経済局は前者を、通産省は後者を重視したのである。

七月一日、高碓達之助の指示で延払期間を実質七年から実質五年に短縮し、倉敷レイヨンは中国側との間でビニロンプラントの正式な輸出契約を締結する。この時点で、通産省はこの輸出を許可したいとの意向を外務省に伝えたが、経済局は同意しなかった。しかし、八月十七日になって延払期間の短縮だけでなく、第一年度LT貿易計画では年四・五%となっていた延払金利を年六%に引き上げ、その代わりにビニロンプラントの価格を下げるという妥協が中国側との間で成立した。これを受けて、慎重だった経済局も八

月二〇日には「自由主義国に同様の先例」があるとして、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの対中延払輸出に同意する。八月二三日の閣議を経て、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの対中延払輸出は正式に許可された。

このように日本政府は米国や台湾との関係を慎重に考慮しながら、LT貿易協定を強化することで野党勢力と繋がり深い友好貿易の影響力を低下させ、日中貿易の主導権を握ることを目指したのである。

倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出が認可されたことで、中国側の池田内閣への信頼は大きく高まった。

一方、台湾政府は倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出に政府系金融機関の日本輸出入銀行（以下「輸銀」）が一部融資している点を指摘して強く抗議し、九月二日には張萬生駐日中華民国大使を召還してしまった。また九月九日、中山賀博経済局長と会談したガーディナー駐日米国公使も、西欧諸国が中国に大量の小麦等を輸出していることは認めつつも、プラントの延払輸出は「中共の工業力の増強に貢献する点に問題がある」との苦言を呈した。

一〇月七日に周鴻慶事件が発生すると、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの輸出問題の影響とも相まって台湾政府の態度は一層強硬なものとなり、一一月四日には台湾の日本人在留民の安全が危惧されるまでになった。八月に倉敷

レイヨン・ビニロンプラントの輸出が許可された時点では、木村四郎七駐中華民國大使でさえ台湾の「泣寝入り」を予想しており、ここまで日台関係が悪化することを日本政府は全く想定していなかった。日本政府は吉田茂元首相をとおして日台関係の修復を図る一方、周鴻慶事件を穩便に解決すべく中国側との間で調整を進めるよう高碕達之助に依頼した⁽⁶⁶⁾。すると、中国側は周鴻慶事件に対して沈黙を続けただけでなく、「日本政府に迷惑をかけており申し訳なく」思うというメッセージまで、高碕事務所を通じて日本政府に伝えてきたのである⁽⁶⁷⁾。

L T貿易の発足から周鴻慶事件に至るまでの経緯は、米國や台湾からの反発を避けながら日本政府が日中貿易に関与することがいかに困難であるかだけでなく、L T貿易が日中間の政治問題を解決するための有効な交渉ルートとなり得ることを示すものとなった。

第三章 L T貿易を介した連絡員の交換 — 情報源と交渉ルートの確保

一九六四年一月二一日、『日本經濟新聞』は通産省に日中輸出入組合と中国との間で連絡員を交換する計画があると報道した。この報道がなされた当初、経済局はこの問題について「議論することさえ不適当」とし、この方針は二

月二六日の外務省幹部会でも承認された⁽⁶⁸⁾。一方、通産省は「高碕事務所、廖事務所間に貿易駐在員の常置を認めることはL T貿易の健全な発展に資する所が大きい」として、この計画の推進を主張した。

四月一九日、訪中した松村謙三らは外務省の同意を得ることなくL T貿易による連絡員交換についての会談メモを廖承志との間で取り交わす⁽⁶⁹⁾。このことが日本国内に伝わると、主要新聞の社説はL T貿易による連絡員交換を一斉に支持したため、四月二四日には経済局も厳格な制限の下で連絡員の交換を認めることを考慮し始めた⁽⁷⁰⁾。

しかし、この時期の外務省は日台関係の修復だけではなく、いかにして日中交流の主導権を得るかという別の問題も抱えており、中国課は後者を重視した。四月二四日、原富士男中国課長は日中交流の現状を「自民党左派、社会党、共産党など諸政党、友好団体、商社等大小さまざまのパイプを通して行な^{マツ}われているいわば百鬼夜行」と形容した上で、「当省の息のかかった者」を高碕事務所を通じて送り込み「日中関係をわが国外交全般の立場より積極的に統制規律する方向に向かうべき」と主張した⁽⁷¹⁾。だが、日台関係の悪化を懸念した島重信外務次官が原中国課長の提案を却下したため、外務省内では経済局が中心となり、L T貿易による連絡員交換問題に対処することとなった。

当初は反発すると予想されていた台湾政府であったが、四月三〇日から五月一日にかけて条件付きでLT貿易による連絡員交換を容認することを外務省に伝えてきた。その条件とは、(一)常駐でないこと、(二)五星紅旗を掲げる権利を認めないこと、(三)「事務所」「代表・随員」の名称を使わせないこと、(四)貿易以外の交渉を行う権限を認めないこと、であった。⁽⁴⁾五月四日、経済局はこれらの条件がなるべく満たされる形で連絡員の交換が実施されるよう配慮した外務省案を作成した。⁽⁵⁾

五月下旬、外務省と通産省に入国管理局を加えた三者の調整が開始された。外務省は台湾政府から示された条件が守られるよう誓約書を岡崎嘉平太⁽⁶⁾に提出させることを主張した。⁽⁷⁾また入国管理局は、国内治安の維持という観点から日本に滞在する中国側連絡員による政治活動が制限されるよう配慮を求めた。通産省は、台湾政府の意向の尊重や中国側連絡員による政治活動の制限には同意したが、日本側の連絡員について外務省案が「純然たる民間人」としている点の見直しを求め、必要な費用を政府補助金として支給すべきと主張した。⁽⁸⁾

六月二六日に、外務省、入国管理局、通産省の代表者と岡崎嘉平太との間で会合が開かれた。第四次日中民間貿易協定の時とは異なり、国旗掲揚の問題は既に中国側の方か

ら取り下げていたために最初から問題にならなかった。⁽⁹⁾また、中国側連絡員による政治活動や外交官的行為を制限することにしても岡崎嘉平太は同意した。しかし「事務所」や「代表・随員」という名称の使用を禁止するという外務省案は細かすぎるとして岡崎嘉平太が反対し、結局外務省は「事務所」や「代表・随員」という名称の使用を黙認する。⁽¹⁰⁾このような紆余曲折を経て、八月一三日には孫平化を代表とする五人の中国側連絡員が来日し、東京に中国側の連絡事務所(以下「東京事務所」)が開設された。

九月三日、今村昇通産省輸出振興部長と加藤匡夫経済局次長は、日本側の連絡員について議論した。加藤経済局次長は、通産省関係者を中心に人選を進めることには同意したが、政府補助金の使用には反対した。一方、今村輸出振興部長は「友好商社から金を集めると彼等を押えられなくなるので、政府予算で出したという形にしたい」と反論した。⁽¹¹⁾一九六五年一月、相馬常敏(前四国通産局総務部長)、大和田祐次(前日中輸出入組合理事)、田中聡介(前東京銀行監査役)の三人(定員五人の内二人分は空席)が北京に派遣され、日本側連絡員の事務所(以下「北京事務所」)が開設された。この時、日本政府は二百万円から五百万円を事務所の設置費用として援助し、以降も連絡員の給与や事務所の維持費は通産省から補助金として支給された。こ

うして日本側連絡員の派遣に際しては、日本政府による日中貿易の主導権確立を重視する通産省の主張が採用された。

L T貿易による連絡員の交換に台湾政府が反発しないことが確認されると、それまで慎重であった外務省の姿勢も大きく変化した。一九六五年一月、中国課は外務省からの連絡員派遣を再び主張し、その利点として「ファーストハンドの実情把握のソース」と「重要な意志疎通のチャンネル」が得られ、これが「左翼」や「中共ロビー」に対する「有力な力」となることを挙げた。その上で中国課は、これが対中政策における外務省の「イニシアティブを確立」するためのひとつの契機になると結論づけた。⁽⁸⁵⁾この中国課案は、一二月下旬には外務省幹部会で了承され、最初の外務省出身の連絡員には田熊利忠が選ばれた。田熊利忠は一度外務省を退職するが、一年から二年の任期満了後は外務省へ復帰することになっていた。⁽⁸⁶⁾一九六六年六月、田熊利忠は北京へと赴任した。

このように日本政府は、L T貿易による連絡員交換をとおして、米国や台湾からの反発を慎重に避けつつ、対中政策に関する「イニシアティブを確立」するために、中国に関する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートを獲得を目指したのである。

第四章 L T貿易と文化大革命

— L T貿易の衰退と党書貿易への移行

一九六三年一〇月の周鴻慶事件以降悪化した日台關係を修復すべく、池田内閣は一九六四年五月に吉田元首相を通じて張群中華民國總統府秘書長に書簡を發する。このいわゆる第二次吉田書簡は、L T第二年度貿易計画で予定されていたニチボーによるビニロンプラントの対中延払輸出に一九六四年度中は政府資金を使用させない、という曖昧なものであった。⁽⁸⁸⁾しかし、L T貿易による連絡員の交換には柔軟であった台湾も輸銀融資による対中延払輸出に対しては強硬であった。八月二〇日、来日した張秘書長は池田首相からニチボー・ビニロンプラントの対中延払輸出に「政府の金」は使わせないと発言を得た。⁽⁸⁹⁾また、米国政府もニチボーによるビニロンプラントの対中延払輸出に輸銀融資を行うことについては慎重に考慮するよう日本政府に希望していた。⁽⁹⁰⁾そして一月九日に成立した佐藤榮作内閣は、翌一九六五年一月二一日に輸銀融資を認めないことを条件にニチボー・ビニロンプラントの対中延払輸出を許可した。⁽⁹¹⁾

一九六五年一月二五日に訪中した岡崎嘉平太は、輸銀融資がなくなるとも契約実行に支障はないと主張したが、中国側

は吉田書簡が原因で輸銀融資が利用できなければ「日中貿易に台湾の介入」を認めたことになるとして譲らなかつた。⁽⁹²⁾結局、五月七日にニチボー・ビニロンプラントの輸出契約は失効する。五月九日、松村謙三と会談した孫東京事務所代表は「吉田書簡の効力は昨年限りとなっているものを佐藤首相は本年も及ぶとし最後まで輸銀を使わせない肚である。これは佐藤首相の独断のプラスチックである」と述べた。⁽⁹³⁾第二次吉田書簡の有効期間は一九六四年度限りと考えていた中国側は、佐藤首相が中国への敵視政策として第二次吉田書簡の有効期間を延長したと理解したのである。

こうした事態を前に、外務省と通産省はLT貿易の弱体化を危惧した。一九六五年八月一日、来日した沈昌煥中華民国外交部長に椎名悦三郎外相は「一部の左翼の連中」による日中貿易の独占を防ぐために輸銀融資による対中延払輸出の再開を打診するが、沈外交部長はこれに強く反対した。⁽⁹⁴⁾外務省内で検討は続けられたが、一九七二年七月の田中角栄内閣発足まで、輸銀融資による対中輸出の再開はされなかつた。

一九六五年九月、当初日本側はLT第四年度貿易計画の交渉において、前年度より二〇%〜三〇%の増加を期待していた。しかし、中国側が政経分離政策を続けてもLT貿易は増大するという口実を佐藤内閣に与えると主張したた

年	対 中 国 貿 易 額						対中国貿易に占めるLT・覚書の比率		
	輸 出		輸 入		計		輸 出	輸 入	計
	(通関ベース)	LT・覚書 (契約ベース)	(通関ベース)	LT・覚書 (契約ベース)	(通関ベース)	LT・覚書 (契約ベース)	(%)	(%)	(%)
1963	62	61	75	25	137	86	98	34	63
1964	153	74	158	40	310	115	49	26	37
1965	245	87	225	84	470	171	36	37	36
1966	315	100	306	105	621	205	32	34	33
1967	288	68	269	84	558	152	23	36	27
1968	325	63	224	51	550	114	19	23	21
1969	391	42	235	21	625	63	11	9	11
1970	569	50	254	26	823	76	9	10	9
1971	578	54	323	31	901	85	9	10	9
1972	609	67	491	32	1100	99	11	7	9

図表二：LT・MT 貿易の貿易額と日中貿易に占める割合

単位：100万ドル

注：1963年の輸出額にはプラント契約分約2000万ドルが含まれている（日中経済協会編『日中覚書の11年』(日中経済協会、1975年4月、204頁)を参考)。

め、結局は小幅な増加に止まった。図表二のように、LT貿易の契約額は一九六六年度を境に頭打ちとなり、以降は減少傾向となる。その後も友好貿易を含めた日中貿易の全体量は拡大したため、LT貿易が日中貿易全体に占める割合は急速に低下する。

一九六七年一月三十一日にLT貿易の五年間の期限が終了するのを目前にして、日本側LT貿易関係者は中国側に協定の継続交渉の開始を再三申し入れたが、回答はなかなか得られなかった。翌一九六八年二月一日になって、ようやく岡崎嘉平太、古井喜実、田川誠一らが協定の継続交渉のために訪中することができた。しかし文化大革命下の中国では、廖承志をはじめとする対日政策責任者は厳しい批判に曝されており、日本側に強硬な態度で臨まざるをえなかった。一ヶ月以上に及ぶ交渉の大半は政治問題の交渉に費やされ、日本側の強い抵抗にもかかわらず、三月六日に調印された会談コミュニケでは、政治三原則と政経不可分の原則に日本側は「深い理解」を示すこととなった。さらに協定期間も一年とされたため、「いつでも日本側に圧力ないしゆさぶりをかけることができる」状態となった。また、文化大革命下の中国では、廖承志(L)と高碕達之助(T)といった個人名を機関の名称としては使えないため、「覚書貿易」に名称が改められた。

一九七〇年三月の一九七〇年度の継続交渉になると、佐藤首相が日本軍国主義を復活させつつある、という中国側の見解に日本側が同意した、という趣旨の文言を会談コミュニケに入れることを中国側は要求する。日本側代表団は覚書貿易の継続のために、やむを得ずこの中国側の要求を受け入れた。しかし、日中両国が国交正常化を果たして覚書貿易が終了する一九七三年一月まで、外務省や通産省は北京事務所へ関係者を連絡員として派遣し続けている。経済的な影響力を失い、政治的にも友好貿易と大差がなくなつた覚書貿易をなぜ日本政府は継続したのか、という疑問については別稿で検討したい。

第五章 一九五八年八月以降における中国側の対日

政策—巧みな野党勢力の操作

一九五〇年代後期や文化大革命期における中国側の対日政策は主張は強硬ではあっても、野党勢力を利用する手法には、常に日本国内の政治情勢に応じる柔軟性が見られた。

中国側の対日政策は、友好貿易をとおして日本の財界人を反米愛国闘争に参加させつつ、LT貿易によって社会主義建設に必要な物資、設備や技術を入手することであった。LT貿易が発足した直後の一九六二年一月二七日、中国側は日中貿易促進会、日本国際貿易促進協会、日本国際貿

易促進協会関西支部との間に、政治三原則と貿易三原則を遵守し米帝国主義との闘争を約する新たな議定書を締結した⁽¹⁰⁾。また、日本共産党や左翼勢力と繋がり⁽¹¹⁾の深い商社に利益率の高い輸出品を独占的に取り扱わせ、資金援助とした⁽¹²⁾。当初、LT貿易によって松村謙三らは友好貿易制度を「骨抜きにする」ことができると考えていた⁽¹³⁾。しかし中国側はLT貿易を進めつつ、一方で野党勢力との繋がりが深く、日本政府に政治的圧力をかけることに利用できる友好貿易を強化することも忘れなかった⁽¹⁴⁾。

他方、一九五八年五月の日中貿易の中断以降、日本経済は対米依存を続けたままでも順調に成長を続け、中国との長期的経済提携による日本経済の自立という社会党の主張は求心力を失っていった。社会党が第二次訪中団を派遣する一九五九年三月は参議院選挙や東京、大阪、北海道の知事選挙を控えており、社会党は早期に日中貿易を再開させる必要に迫られていた。しかし訪中団は、現段階で日中貿易を再開することは岸内閣への援助である、という中国側の強硬な主張に行き当たる⁽¹⁵⁾。三月一二日の「米帝国主義は日中国人民の共同の敵」との演説はこうした背景の下でなされたものである。後日、陳毅副首相はアントンヌオフ・ソ連大使館参事官に「社会党の中間的右派分子が左を向」⁽¹⁶⁾き、「社会党の方針を正しくすることを勝ち取った」と語った⁽¹⁷⁾。

一方、曾祢益社会党国民運動委員長は、米国大阪・神戸総領事館員にこの浅沼発言は、浅沼稻次郎の独断によるものだ⁽¹⁸⁾と弁明した。

しかし、「米帝国主義は日中国人民の共同の敵」との演説は、浅沼稻次郎の死後も社会党内の左派に大きな影響力を持ち続けた。一九六一年四月に開かれた社会党中国問題特別委員会では、柔軟路線を主張する主流派と、浅沼発言の再確認を主張する穂積七郎、岡田春男、黒田寿男などの左派は激しく対立し⁽¹⁹⁾、党内の意見統一を見ないまま、一九六二年一月に第三次社会党訪中使節団は出発した。鈴木茂三郎団長は当初、保守勢力の逆宣伝に利用されるとして、浅沼稻次郎の発言をコミニケに入れることに強く反対していた。ところが、中国側が浅沼発言をコミニケに入れるよう強硬に要求すると、同行していた細迫兼光衆議院議員は鈴木茂三郎の許可を得ずに「浅沼発言は今も依然として正しい」と発言してしまふ。その結果、一月一三日に発表された共同コミニケには浅沼発言がそのまま盛り込まれ⁽²⁰⁾、以降「浅沼精神」として中国と社会党の交流の基礎となった。

社会党左派による日中交流は、一九六〇年代を通じて活発に続き、また中国側もこれを厚遇したため、重要な情報がこのルートを通じて日本政府にもたらされたこともあつ

た。まず、一九六四年四月に訪中した松村謙三と同年七月に訪中した社会党親中派の佐々木更三に対する中国側の対応を比較してみたい。一九六四年四月に訪中した松村謙三は毛沢東との面会を強く希望したが、次の日に毛沢東は旅行に出ることになっていて断られた^(註)。一方、同年七月に訪中した佐々木更三は、廖承志から「もつと上級の者が会うといつてゐる」ので滞在を延長するよう求められたが、佐々木更三は自己の都合によりこれを断つた。すると中国側は毛沢東の予定を変更して、佐々木更三と面会させたのである。この面会は、北方領土の返還を中国が支持しているといった中ソ対立の深刻さを知る上で重要な情報^(註)を日本政府にもたらした。また前述のように、一九六七年末にLT貿易関係者は中国側に協定の継続交渉の開始を再三申し入れたが回答は得られなかった。ところが翌一九六八年一月一八日、中国側がLT貿易の継続交渉に応じるといふ周首相からの伝言が、たまたま訪中していた社会党代議士の石野久男と枝村要作によって香港総領事館にもたらされたのである。面会した香港総領事館員に対し石野久男は中国側の態度は「予想以上にきびしい」と繰り返し述べたため、一月二三日にLT貿易関係者は第二次吉田書簡の破棄を要求する声明を日中総合貿易連絡協議会の名前で発表することになった^(註)。

一九五八年以降、確かに社会党による日中交流は日本政府の対中政策に対して大きな影響力を持ち続けたが、そこに社会党によるイニシアティヴを見出すことはできない。一九六四年一〇月に派遣された第四次社会党訪中使節団に対し、中国側は中ソ論争や中国の核武装について、中国側の立場に同意するよう強く迫った。石橋正嗣外交委員会事務局長はこのような中国との交流は「一方通行」であり、両者の間に「すきま風」が吹いたとしている。さらに一九六六年三月に日中共產党の関係が決裂すると、社会党と中国との関係は一層冷え込む。社会党は文化大革命の評価、日中共產党が対立する中で日本共產党との部分共闘を継続することの是非、中ソ対立の中で採るべき立場といった問題について党内の意見を集約できず、党としての代表団を六年間も派遣できなかった。

一九六六年一〇月には日本共產党と関係が深く友好貿易の中心であった日中貿易促進会は消滅し、ほぼ同時期から日中友好協会も内紛を繰り返すようになるが、このような状況下でも日中貿易の主導権が日本政府に移ることはなかった。一九六七年三月一七日、文化大革命を賛美し、米帝国主義、日本反動派、ソ連現代修正主義、日共修正主義とは「断固として徹底的に闘わねばならない」とする共同声明を、日本国際貿易促進協会との間に締結することで中国側

は友好貿易を再編する。⁽⁴⁾ 日本国際貿易促進協会は商社の団体であり、イデオロギーではなく営利を重視したと考えられる。

このように一九五八年八月以降における中国側の対日政策は、主張は強硬であってもその手法は柔軟で、絶え間なく日本政府に圧力をかけ続けた。そのため、LT貿易という官製の日中「民間」貿易協定を介して日中交流を規律統制する、という日本政府の目的は達せられることはなかったのである。

結論

一九五八年六月以降、中国政府は日本国内の野党勢力を利用する新たな対日政策を採用した。日本政府は野党勢力がもたらす情報に攪乱され、日中貿易は政治問題と結びつけられた上、日中貿易の利益は野党勢力の資金源となった。日本政府がこうした事態に対処するには、日中貿易への直接的な介入を強め、中国政府に対する直接的なアプローチを進めて情報を収集し、交渉においては自己の立場を有効に主張する必要がある。しかし日本政府が日中政府間貿易協定の締結などの明白な直接接触を進めれば、米台両政府からの強力な反発を引き起こすことになる。⁽⁵⁾ そこで日本政府はLT貿易を介して、米台両政府との摩擦を避けなが

ら日中貿易を統制し、政府関係者を連絡員として中国に派遣することで、中国政府の動向に関する情報源や中国政府との交渉ルートの獲得を試みた。つまり日本政府による中国政府に対する直接的なアプローチの一つとして計画され、その後外務省と通産省を中心に運営されていたLT貿易の実態は、まさに「民間」を装った官製貿易協定であったといえる。ところが米台両政府からの反発は予想以上に強く、LT貿易は日本政府が意図したようには発展しなかった。また中国政府の日本国内の野党を利用した対日戦術は非常に巧みで、日本政府に絶え間なく圧力を加え続けたのである。

日中国交正常化以前の日本政府は政経分離や中華人民共和国不承認を掲げ、日中交流に表向き関与しないとしていたが、実際にはLT貿易などに見られるように中国政府に対する直接的なアプローチ法を模索し続けていた。つまり中国政府との間に政府間の関係を構築しなければならぬと認識しつつも、米台両政府との関係上それができなかった所に、戦後日本政府の置かれた厳しい国際環境があったといえる。LT貿易が残した複雑な軌跡をたどる過程で見えてきたのは、米台と中国の間で板挟みになりながら、この状況を何とか打開しようと苦悩する日本政府の姿であった。

註

- (1) 本稿は中華人民共和国を「中国」、中華民国を「台湾」または「中華民国」と表記する。
- (2) 別枝行夫「戦後日中関係と非正式接触者―日本外交の非正式チャンネル―」(『国際政治』七五号、日本国際政治学会、一九八三年一〇月)。李恩民『中日民間経済外交―一九四五―一九七二―』(人民出版社、一九九七年)。波多野勝・清水麗『友好の架け橋を夢見て―日中議連による国交正常化への軌跡―』(学陽書房、二〇〇四年)。
- (3) 程永明・石其宝『中日经贸關係六十年(一九四五―二〇〇五)』(天津社会科学院出版社、二〇〇六年)。
- (4) 古川万太郎『日中戦後關係史』(原書房、一九八一年)。緒方貞子著・添谷芳秀訳『戦後日中・米中關係』(東京大学出版会、一九九二年)。添谷芳秀『日本外交と中国―一九四五―一九七二―』(慶応通信、一九九五年)。殷燕軍「一九六〇年代における日中関係の特徴―池田内閣から佐藤内閣へ―」(『関東学院大学経済経営研究所年報』二六号、関東学院大学経済経営研究所、二〇〇四年三月)。
- (5) Chae-jin Lee, *JAPAN FACES CHINA: Political and Economic Relations in the Postwar Era*, (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1976). 趙全勝著、杜進・柄内精子訳『日中関係と日本の政治』(岩波書店、一九九九年)。
- (6) 陳肇斌『戦後日本の中国政策―一九五〇年代東アジア国際政治の文脈―』(東京大学出版会、二〇〇〇年)。清水麗「第二次吉田書簡(一九六四年)」をめぐる日中関係の展開」(『筑波大学地域研究』筑波大学地域研究科、二〇〇一年一〇月)。池田直隆『日米関係と「二つの中国」―池田・佐藤・田中内閣期―』(木鐸社、二〇〇四年)。井上正也「国連中国代表権問題と池田外交―国府「分断固定化」構想をめぐって、一九五七―一九六四―」(『神戸法学雑誌』五七(一)、神戸法学会、二〇〇七年六月)。神田豊隆「池田政権の対中積極政策―「自由陣営の一員」と「国連」―」(『国際政治』一五二号、日本国際政治学会、二〇〇八年三月)。
- (7) 倪志敏「池田内閣における中日関係と大平正芳」(『龍谷大学経済学論集』四四(五)・四五(二)・四五(三)、龍谷大学経済学会、二〇〇五年三月―二月)。井上正也「日中LT貿易の成立と池田政権一九六〇―一九六二―」(『六甲台論集―法学政治学篇―』五三(一)、神戸大学大学院法学研究会、二〇〇六年七月)。鹿雪瑩「古井喜美と一九六八年の日中LT貿易交渉」(『史林』九一(五)、史学研究会、二〇〇八年九月)。
- (8) 一九五六年四月、日中貿易促進会が派遣した柳瀬徹也睦

貿易社長は、中国側に第四次日中貿易協定の交渉に日中輸出入組合を加えるよう主張した（楊浩廬局長和日本柳瀬徹也談話要点摘録）（檔号一〇五—〇〇七九三—〇一、中華人民共和国外交部檔案館）。

(8) 「常設民間貿易事務所について（昭和三十三年九月十二日、大臣より池田氏に示されたもの）」（『外務省記録』E. 二・五・二二—一一一、外交史料館所蔵）。

(9) 一九五八年五月二日、長崎市内のデパートで開かれていた「中国切手、剪纸、錦絵展示会」の会場で掲げられていた五紅星旗が、酩酊した日本人青年によって引き下ろされた。青年は業務妨害と標示物除去・汚辱の罪で五百円の科料に処されたが、中国側は外国国章損壊罪が適応されなかったことを理由に、岸内閣は中国を敵視しているとして強烈な日本政府批判を展開した（横山宏章「日中破局への道（三）」「五星紅旗」掲揚をめぐる日台交渉と長崎国旗事件」（『東亜』四四四、霞山会、二〇〇四年六月））。

(10) 藤山外相「民間第四次日中貿易協定問題につき中共側と接触の件」（一九五八年四月二日、『外務省記録』E. 二・五・二二—一一一）。

(11) 「我駐外使館人員与日本方面人員接触事」（檔号一〇五—〇〇八九五—〇一（一））。鳩山内閣期、日本の在外公館

は中国の外交官と接触することを厳しく制限されていた（重光外務大臣発各国外公館長宛 亜二合二七八号「中共在外使節との応接ぶりに関する件」（一九五六年三月六日、情報公開第一一五四四号）。「情報公開第一」とあるのは筆者の請求によって公開された公文書である。

(12) 藤山外相発各国外公館長宛 亜中合第一〇九二号「中共在外公館長（員）との接触に関する件」（一九五八年八月一日、情報公開第一一五四四号）。

(13) 「指示駐外使領館拒絶同日本方面人員接触事」（檔号一〇五—〇〇八九九—一一一）。

(14) 中国課「章工作の概要」（一九六〇年二月一六日、情報公開第一〇九一二号）。

(15) 「一九五六年対日本貿易方案等」（檔号一〇五—〇〇七九四—一一一（一））。

(16) 「日本旧軍人訪中団中共視察報告」（一九五六年一〇月二〇日、『外務省記録』A. 四・一・一一・一五）。

(17) 「我対中国、日本民間交流的方針」（檔号一〇五—〇〇八九九—〇八（一））。

(18) 日中経済協会編『日中覚書の一年』報告書付属資料「コミュニケ・声明・社説等」（日中経済協会、一九七五年四月、一一—一四頁）。

(19) 中央執行委員会「訪中使節団の交換すべき意見に関する

- 方針」(一九五九年二月二六日、『鈴木文庫』大原社会問題研究所所蔵)。
- (20) 「日本社会党訪華代表团与我進行經濟組会談記錄」(檔号一〇五—〇〇六七—〇六(一))。
- (21) 中国課「中共の現状とその対外政策(三大使会議參考資料)」(一九五九年五月二六日、情報公開第一五九六号)。
- (22) From BRITISH EMBASSY TOKYO to Lleyd, April 3, 1959, FO371/141424, *Foreign Office Files for Japan and the Far East, Series Two, Part 3, British Foreign Office Files for Post-War Japan, 1952-1980*, Adam Mathew Publications Ltd., 1998.
- (23) 「日本駐外使領館人員要求与我接触」(檔号一〇五—〇〇七三—〇三(一))。
- (24) From TOKYO to Secretary of State, June 24, 1959, Record Group (hereafter RG) 59, Central Decimal File (hereafter CDF), 693.94/6-2459, National Archives at College Park, Maryland, U.S. (hereafter NACP).
- (25) 『日中貿易議連週報』第一七二号(日中貿易促進議員連盟、一九五九年三月三一日)。
- (26) 『日本と中国』第二五七号(日中友好協会、一九五九年七月二二日)。
- (27) 『國際貿易』第一七九号(日本國際貿易促進協会、一九六〇年五月一五・二五)。
- (28) 「関于日本前首相、前陸軍大将東久邇稔彦訪華事」(檔号一〇五—〇一〇三—〇三(一))。
- (29) 中国課「中共情報二五〇〇五号 日中貿易に関する周談話について」(一九六〇年九月二七日、情報公開第一〇七六四号)。
- (30) 前掲『友好の架け橋を夢見て—日中議連による国交正常化への軌跡—』(一六〇—一六六頁)。大和田祐次『日中輸出入組合の設立から解散までの二三年間』(日中輸出入組合、一九六八年二月、一—一三頁)。
- (31) 中国課「対中共策(案)」(一九六一年一月八日、『外務省記録』, A. 一・二一・八第四卷)。
- (32) 外務省アメリカ局北米課長「池田総理訪米八回打合せ要旨」(一九六一年六月一日、『外務省記録』, A. 一・五・二一—〇第一卷)。
- (33) Memorandum of Conversation, "Sino-Japanese Relations", June 21, 1961, *Foreign Relations of the United States, 1961-1963, vol. XXII Northeast Asia*, Washington, D.C.: United States Government Printing Office, 1996, pp. 696-698.
- (34) 中国課長「当面の対中共策について」(一九六二年三月二八日「歴史資料としての価値が認められる開示文書

(写し) (以下「開示文書」○四一六二〇、外交史料館所蔵)。

(35) 中国課長「日中関係に関する松村謙三氏の動き」(一九六二年七月三〇日、情報公開第一五一四号)。

(36) 小坂外相発朝海駐米国大使宛 第九九八号「中共に対する延払許与に関する件」(一九六二年五月一八日、『外務省記録』, E. 二・五・二二)。

(37) 経済局「中共向輸出に延払許与の件(経済閣僚懇談会の決定)」(一九六二年五月三日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

(38) 小坂外相発朝海駐米国大使宛 第一〇八二号「中共向け延払い許与に関する件」(一九六二年五月三日、『外務省記録』, E. 二・五・二二)。

(39) 「松村謙三氏と大平外相との会談録」(一九六二年九月一日、開示文書○四一五九八)。「要領(松村ペーパー)」(一九六二年九月五日、開示文書○四一五九八)。

(40) 中国課「松村議員訪中に関する件」(一九六二年九月二九日、情報公開第一〇七二二号)。

(41) 小川平二「訪中報告書」(一九六二年九月二六日、情報公開第一〇七二二号)。
(42) 中国課長「松村訪中に関する小川平二代議士の報告について」(一九六二年九月二二日、情報公開第一〇七二二

号)。

(43) 通商局市場三課「中共に対する輸出延払供与方針について」(一九六二年八月三日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

(44) 通産省「日中総合貿易推進に関する件」(一九六二年一月一〇日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

(45) 経済局「中共貿易に関する外務省方針(案)」(一九六二年一月二日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

(46) 「高崎氏訪中に関連する日中貿易問題について」(一九六二年一月一六日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

(47) 「取り極め事項」一九六二年一月九日(日中経済協会編『日中覚書の一年』報告書付属資料一協定・取決め等一)(日中経済協会、一九七五年四月、二二〜二四頁)。

(48) 大原総一郎「对中国プラント輸出について」(『世界』二一三号、岩波書店、一九六三年九月)。

(49) 経済局「関経済局長と岡崎嘉平太氏との会談(高崎氏の日中総合貿易取極に関する件)」(一九六二年二月六日、『外務省記録』, E. 二・五・二二第二卷)。

- (1)。
- (50) 中国課「日中貿易覚書及び取極に関する三省間連絡の件」
 (一九六二年二月二七日、開示文書〇四一五九九)。
- (51) 中国課「中共蘭代表団の在日中の言動に関する大久保任
 晴の内話(政治関係)」(一九六三年五月二二日、開示文
 書〇四一五九九)。
- (52) 経済局東西通商課(以下「東西通商課」)「中共向延払輸
 出に関する関係閣僚会談について」(一九六三年四月二
 六日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二一一—二一一
 第一卷)。
- (53) 経済局「中共向延払許与に関する件」(一九六二年五月
 一五日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二二第二卷)。
- (54) 経済局「对中共ビニロン・プラント延払輸出について」
 (一九六三年七月六日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二.
 二一一—二一一第一卷)。
- (55) 東西通商課「中共向ヴィニロンプラントの輸出に関する
 件」(一九六三年七月三日、『外務省記録』, E. 二. 五.
 二. 二一一—二一一第一卷)。
- (56) 東西通商課「对中共ビニロン・プラント延払輸出につい
 て」(一九六三年七月五日、『外務省記録』, E. 二. 五.
 二. 二一一—二一一第一卷)。
- (57) 経済局「对中共ビニロン・プラント延払輸出について」
- (一九六三年七月六日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二.
 二一一—二一一第一卷)。
- (58) 東西通商課長「中共向けビニロン・プラント延払輸出の
 件」(一九六三年八月二七日、『外務省記録』, E. 二.
 五. 二. 二一一—二一一第一卷)。
- (59) 経済局「对中共ビニロン・プラント延払輸出について」
 (一九六三年八月二〇日、『外務省記録』, E. 二. 五.
 二. 二一一—二一一第一卷)。
- (60) 一九六三年九月二五日、LT第二年度貿易計画の交渉を
 終えた大久保任晴高碓事務所事務局長は、倉敷ビニロン・
 プラントの対中延払輸出はLT貿易拡大の「関ヶ原」だっ
 たと述べている(新関香港総領事発大平外相宛「香港第
 一二五三号」LT貿易第二年度交渉の帰途当地に立寄っ
 た大久保任晴の内話に関し報告の件)(一九六三年一〇
 月九日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二一一—二一一
 第一卷)。
- (61) 「ビニロン・プラントの対中共延払輸出に関する在京張
 華民国大使と大平大臣との会談要旨」(一九六三年八
 月二二日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二一一—二一一
 第一卷)。
- (62) 経済局米国カナダ課「中共向けビニロンプラント輸出の
 件」(一九六三年九月九日、『外務省記録』, E. 二. 五.

二、二一—二一—第二卷)。

(63) 一九六三年一〇月七日、来日中の中国油圧機器代表団の

通訳周鴻慶が、ソ連大使館に亡命を求めて逃げ込んだ。

日本側に身柄を引き渡された周鴻慶は、入国管理局の取

り調べ中に一旦は台湾への亡命を希望した後、一転して

中国への送還を要求した。一度台湾への亡命を希望した

ことを理由に、台湾政府は周鴻慶の引き渡しを強硬に要

求するが、法律上日本政府は周鴻慶を中国に送還する外

なかった(大平外相発木村駐中華民國大使宛 第三五八

号「周鴻慶事件に関する件」(一九六三年一〇月二五日、

『外務省記録』, A. 四. 〇. 〇. 七—二—第一卷)。

(64) 木村駐中華民國大使発大平外相宛 第三七七号「周鴻慶

事件に関し木村大使一時帰国方稟請の件」(一九六三年

一月四日、『外務省記録』, A. 四. 〇. 〇. 七—二—第

一卷)。

(65) 木村駐中華民國大使発宮沢外相代理宛 第二五〇号「対

中共向けビロンプラント輸出の件」(一九六三年八月

三〇日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—二—

一—第一卷)。

(66) 中国課「文書名なし」(一九六三年二月二日、『外務省

記録』, A. 四. 〇. 〇. 七—二—第三卷)。

(67) 中国課「周鴻慶事件に関する中共の態度」一九六四年一

月一三日、『外務省記録』, A. 四. 〇. 〇. 七—二—第三

卷)。

(68) 経済局「中共貿易事務所問題について」(一九六四年一

月二日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—二—

二)。

外務省「L・T貿易駐在員について」(一九六四年

二月二六日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—

二—二)。

(69) 通産省「日中間の貿易駐在員常置について」(一九六四

年二月二八日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—

二—二)。

「連絡事務所の相互設置並びに代表の相互派遣に関する

高崎事務所と廖承志事務所の会談メモ」一九六四年四月

一九日(前掲『日中覚書の一年』報告書付属資料

—協定・取決め等—, 二二頁)。

(71) 経済局「L・T貿易駐在員に関する件」(一九六四年四月

二四日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—二—

二)。

(72) 中国課長「中国課長コメント」(一九六四年四月二四日、

『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—二—二)。

(73) 「L・T貿易駐在員の件」(一九六四年四月二八日、『外務

省記録』, E. 二. 五. 二. 二—一—二—二)。

(74) 外務次官「日英定期協議およびL・T両事務所派遣員交換

に關し中国側（台湾ニ筆者注）申入の件」（一九六四年五月一日、『外務省記録』A. 一. 三. 一. 一—四—二—一第四卷）。経済局アジア課「日台経済關係に關し陳代埋大使来訪の件」（一九六四年四月三〇日、『外務省記録』A. 四. 〇. 〇. 七—二—一第二卷）。

- (75) 経済局「高崎・廖承志両事務所の駐在員交換問題に関する件」（一九六四年五月二日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。外務省「高崎・廖承志両事務所の駐在員交換問題に關する件」（一九六四年五月四日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。これまでLT貿易の中心的存在であった高崎達之助が一九六四年二月二四日に死亡したため、岡崎嘉平太が高崎事務所代表を引き継ぐこととなった。

- (77) 外務省「高崎・廖承志両事務所の連絡員交換問題に關する処理要領（案）」（一九六四年五月二九日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (78) 経済局「高崎廖承志両事務所の駐在員交換問題について（法務省見解）」（一九六四年五月二五日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (79) 経済局「古井・岡崎両氏の大臣への報告要旨」（一九六四年四月二八日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (80) 経済局「高崎・廖承志事務所の連絡員交換について（中山岡崎会談）」（一九六四年六月二七日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (81) 日中経済協会編『日中覚書の二年』（日中経済協会、一九七五年四月、八三頁）。

- (82) 東西通商課「LT貿易連絡員の日本側派遣員について」（一九六四年九月三日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (83) 『朝日新聞朝刊』一九六五年一月六日。

- (84) 東西通商課「高崎事務所北京連絡事務所経費の送金について」（一九六六年七月一八日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (85) 中国課「高崎事務所北京連絡所に対する外務省員派遣について」（一九六五年一月一五日、『外務省記録』E. 二. 五. 二. 二—一—二—二）。

- (86) 中国課「高崎事務所北京連絡所に対する外務省員派遣について（再修正）」（一九六五年二月二五日、情報公開第一〇一八三〇号）。

- (87) 中国課長「高崎事務所北京連絡所に対する外務省員派遣について」（一九六六年一月五日起案、一九六六年一月一七日決裁、情報公開第一〇一八三〇号）。

- (88) 東西通商課「所謂吉田書簡発出等の経緯について（報告）」

- (1965年1月9日、『外務省記録』, E. 二・五・二二・二一—二二)。
- (89) 中国課「中共向けプラント輸出問題に関する経緯」(一九六五年二月五日、『外務省記録』, E. 二・五・二二・二一—二二—第一卷)。
- (90) From RUSK to Amembassy TOKYO, August 21 1964, RG 59, Subject Numeric File (hereafter SNF), STR 12-3 CHICOM-JAPAN, NACP; From AMEMBASSY TOKYO to SECSTATE WASHDC, August 24, 1964 RG 59, SNF, STR 12-3 CHICOM-JAPAN, NACP.
- (91) 椎名外相発木村駐中華民国大使宛 第三二二号「ニチポー・ビニロン・プラントの中共向け輸出について」(一九六五年一月二二日、『外務省記録』, E. 二・五・二二・二一—二二—第一卷)。
- (92) 東西通商課「ニチポー・ビニロン・プラント輸出問題等に関する高崎事務所大久保任晴氏の内話(報告)」(一九六五年二月二二日、『外務省記録』, E. 二・五・二二・二一—二二—第一卷)。
- (93) 「松村謙三・孫平化会談」(一九六五年五月九日、『外務省記録』, E. 二・五・二二・二一—二二—第三卷)。
- (94) 「椎名外相、沈部長会談要旨」(一九六五年八月二三日、『外務省記録』管理番号〇二二〇—二〇〇—一〇一五七七)。「三木通産大臣と沈国府外交部長との会談要旨」(一九六五年八月二六日、『外務省記録』管理番号〇二二〇—二〇〇—一〇一五七七)。
- (95) 中国課「中国情報第二一〇八四号 アジア・太平洋地域大使会議における中国問題討議について」(一九六八年六月六日、開示文書〇二二—二二八)。
- (96) 中国課「中国情報第三二〇三五号 高崎事務所大久保任晴事務局長の訪中談」(一九六五年九月二五日、『外務省記録』, A. 四・一・一・五第(二五卷))。
- (97) 中国課「LT協定延長問題」(一九六七年二月二二日、情報公開第一七二六号)。
- (98) 遠藤在香港総領事発三木外相宛 香港第四三二二号「日中覚書貿易(旧称LT貿易) 代表団員の六八年度日中覚書貿易協定に関する内話」(一九六八年三月九日、情報公開第一二六七九号)。
- (99) 中国課「最近の北京における日中会談(政治問題・LT協定延長問題等)に関する内話」(一九六八年三月二二日、情報公開第一七二六号)。
- (100) 中国課「日中関係等に関する在日中共系華僑指導者の内話」(一九六八年三月四日、情報公開第一七二六号)。
- (101) 田川誠一『日中交渉秘録—田川日記—一四年の証言—』(毎日新聞社、一九七三年、七〇—一〇八頁)。

(102) 前掲『日中交渉秘録—田川日記—一四年の証言—』二〇五—二六四頁。

(103) 一九六九年九月、外務省出身の連絡員は田熊利忠から小林二郎に交代する(『日本経済新聞朝刊』一九六九年九月二日)。

(104) 中国外交部は、安保闘争が最高潮に達していた一九六〇年六月の日本の政局について「社会党による組閣」と「日本人民の闘争が早期に勝利すること」はあり得ないと正確に分析し、その上で対日政策の目標を「日本の政局を長く不穩にさせる」ことに定めた(「有関日本政局の通報」檔号一〇五—〇〇七三七—〇三(一))。

(105) 「關於一九六五年対日貿易按排給周総理的報告」一九六四年七月二九日(廖承志文集編輯弁公室編『廖承志文集』上(三聯書店有限公司、一九九〇年、四四八—四五〇頁)。
(106) 「日本側貿易三団体と中国国際貿易促進委員会との議定書」(一九六二年二月二七日、前掲『日中覚書の一年』報告書付属資料—コミュニケ・声明・社説等—』二九三—三〇頁)。

(107) 新聞在香港総領事発大平外務大臣宛 香港第八三七号「日本商社員より聴取の中共事情報告」(一九六四年六月三〇日、情報公開第〇〇七六四号)。

(108) 小川平二「訪中報告書」(一九六二年九月二六日、情報

公開第〇一七二二号)。

(109) 一九六三年八月二三日、友好商社の取扱に対して周首相は「日共が指導する企業や日中友好運動と反米愛國闘争に影響力がある企業に継続して支持を与え優先して配慮する」だけでなく、保守勢力についても「日米間の矛盾と統治階級内部の矛盾を拡大するため、日本の政界党派と関係がある個別の企業に対して必要な配慮を与える」よう指示した(「廖承志的下半年対日工作的請示報告」(檔号一〇五—〇一八六三—〇二))。

(110) 「日本社会党訪華代表团与我進行政治組会谈記錄」(檔号一〇五—〇〇六七三—〇五(一))。「日本社会党訪華代表团与我進行經濟組会谈記錄」(檔号一〇五—〇〇六七三—〇六(一))。「彭真市長接見日本社会党訪華代表团記錄」(檔号一〇五—〇〇六七三—〇二(一))。

(111) 「陳毅副總理兼外長会见蘇聯駐華使館參贊安東諾夫通報日本社会党代表团訪華情况」(檔号一〇九—〇〇八七一—〇八(一))。

(112) From Amongen KOBE-OSAKA to THE DEPARTMENT OF STATE, WASHINGTON, "Meeting with Mr. Eki SONE, member of recent Japanese Socialist Mission to Communist China", March 31, 1959, RG59, CDF, 611.94/3-3159, NACP.

- (113) From Amembassy TOKYO to Secretary of State, April 12, 1961, RG59, CDF, 693.94/4-1261, NACP.
- (114) 鈴木茂三郎発川上丈太郎宛「第三次訪中使節団の補遣」(一九六二年七月一〇日、『鈴木文庫』)。
- (115) 新聞香港総領事発大平外相宛 香港第六二二号「松村議員一行の帰米談報告の件」(一九六四年五月十二日、『外務省記録』・E・二・五・二二・二二一―二二二)。
- (116) 中国課「中国情報二五〇一―一五号、社会党松本七郎議員の訪中帰国談」(『外務省記録』・A・四・一・一・五第一―一卷)。
- (117) 在香港遠藤総領事発三木外務大臣宛 香港第一三六号「石野、枝村両議員の訪中談」(一九六八年一月二四日、情報公開第一〇二六七九号)。
- (118) 前掲『日中覚書の一年』一八頁。
- (119) 「訪中記録(第四次訪中使節団)」(『石橋政嗣文書』九九五、国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (120) 『日本社会党第二九回臨時全国大会速記録』(一九六七年八月一九日・二〇日、『鈴木文庫』)、『日本社会党第三〇回定期全国大会速記録』(一九六八年一月二四日・二五日・二六日、『鈴木文庫』)。
- (121) 日本国際貿易促進協会訪中友好貿易代表団『プロレタリア文化大革命と日中貿易の展望―訪中報告―』(日本国際貿易促進協会、一九六七年六月)。
- (122) 一九六四年五月、日本国際貿易促進協会の総裁に石橋湛山、副総裁に平塚常次郎が選出され、同年七月には浅田長平、河合良成、北村徳太郎、菅礼之助、田中完三、手塚敏雄、安川第五郎が顧問に就任した(日本国際貿易促進協会編『日中貿易促進の歩み―年表一九四九―一九七四』(日本国際貿易促進協会、一九七四年))。
- (123) From The American Embassy, Tokyo to THE DEPARTMENT OF STATE, "Japan's Relations with Communist China" January 14, 1959, CDF, 493.9441/1-1459, NACP.

本稿を執筆するにあたり大変お世話になった外務省大臣官房総務課情報公開室、外務省外交史料館、法政大学大原社会問題研究所、中華人民共和国外交部檔案館に心より御礼申し上げます。

(〒001-0019 札幌市北区北一九条西二丁目一番四一―一八〇六号)